

大口町告示第103号

大口町愛知県子育て世帯等臨時特別給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和4年11月16日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町愛知県子育て世帯臨時特別給付金支給事務実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「愛知県子育て世帯臨時特別給付金支給要領について」（令和4年10月20日付け4子支第1357-1号愛知県福祉局長通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、大口町愛知県子育て世帯臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 愛知県子育て世帯臨時特別給付金 前条の目的を達するために、大口町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記第1に掲げる愛知県子育て世帯臨時特別給付金が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 別記第1の1(1)に掲げる者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 別記第1の1(2)に掲げる者をいう。
- (5) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

### (愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給等)

第3条 町長は、支給対象者に対し、愛知県子育て世帯臨時特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する愛知県子育て世帯臨時特別給付金の金額は、対象児童1人につき1万円とする。

### (一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 町長は、一般支給対象者に対し、愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けたときは、愛知県子育て世帯臨時特別給付金の受給の拒否を様式第1の届出書により届け出ることができる。

- 3 町長は、申込みから令和4年12月21日までに前項の届出がないときは、速

やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、愛知県子育て世帯臨時特別給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する町による支給は、第1号又は第2号に掲げる方式により行う。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 町が把握する令和4年10月の児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 一般支給対象者が前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を様式第2の届出書により届け出をし、町が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等に係る届出をし、町が福祉こども課窓口で現金を交付することにより支給する方式

(公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 公務員支給対象者に対して支給する愛知県子育て世帯臨時特別給付金に係る町申請受付開始日は、第7条第2項各号に掲げる申請方式に応じ町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から令和5年1月31日(消印有効)とする。

(公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 公務員支給対象者は、様式第3の申請書により申請を行う。

2 公務員支給対象者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること又は第1号若しくは第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が様式第3を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が様式第3を町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が様式第3を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が福祉こども課窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 町長は、第1項の規定による申請において、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第9条 町長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、愛知県子育て世帯臨時特別給付金を支給する。

(愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第10条 町長は、愛知県子育て特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第6条の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該公務員支給対象者が愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、指定口座に愛知県子育て世帯臨時特別給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和5

年2月28日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

- 3 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者、偽りその他不正の手段により愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った愛知県子育て世帯臨時特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 別記（第2条関係）

### 第1 支給対象者

1 愛知県子育て世帯臨時特別給付金は、令和4年9月分の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の規定による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）のうち、次に掲げるものに支給する。

(1) 同月分児童手当を、愛知県内の市町村から支給されている者

(2) 法第17条第1項に規定する公務員であって、同月分の児童手当を、同項の表の下欄に掲げる者から支給されており、かつ、令和4年8月31日（以下「基準日」という。）に愛知県内に住所を有する者

2 1の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者」という。）に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

① 基準日後に受給者が死亡した場合（この2の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4	左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事

<p>条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。) であることを受給者に給付金を支給する市町村が把握した場合</p>	<p>業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>③ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者からの暴力を理由に避難し、当該受給者と生計を別に行っている当該受給者の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

## 第2 対象児童

支給対象者に支給される給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう）は、受給者に支給される令和4年9月分の児童手当に係る児童とする。

愛知県子育て世帯臨時特別給付金受給拒否の届出書

大口町長 様

- 1, 私は、「愛知県子育て世帯臨時特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2, 本届出により、「愛知県子育て世帯臨時特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

( )

本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し



愛知県子育て世帯臨時特別給付金  
支給口座登録等の届出書

令和4年9月分の児童手当支給市町村	
大口町長	様

1. 届出者・申請者(児童手当を受給していた方(もしくはそれに準ずる方))

記入日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所(住民票所在地)
	年 月 日	
	電話 ( )	※日中連絡のつく連絡先
		住所(令和4年8月31日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

2. 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

- 下記の金融機関口座(1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望します。  
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰め)	(フリガナ) 口座名義
				「1.届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行		-		

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- 窓口での現金支給を希望します。  
※金融機関の口座がつかない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方に限ります。  
窓口での現金支給を希望される方は、下記にその理由を記入し、本人確認書類を裏面に添付してください。

口座振込が出来ない理由
-------------

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

様式第3(第7条関係)

公務員

愛知県子育て世帯臨時特別給付金申請書(請求書)

令和4年8月31日時点の住民票所在市町村

大口町長 様

1. 申請者

下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	申請・請求者の現住所(住民票所在地)
	年 月 日	電話 ( )
	所属庁	申請者の住所(令和4年8月31日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要

2. 対象児童

令和4年9月分児童手当の支給対象児童(※)について記入してください。

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日	同・別	
2			年 月 日	同・別	
3			年 月 日	同・別	
4			年 月 日	同・別	
5			年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については令和4年8月31日時点の状況を選択してください。

3. 添付書類

令和4年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることが分かる書類  
(支払通知書の写し、令和4年9月分児童手当振込通帳又は給与明細の写し 等)

※振込通帳や給与明細の写しを添付書類とした場合において、令和4年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることが確認できない時には、支払通知書の写しの提出を求めることがあります。

※特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市町村が必要な住民基本台帳等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- 愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、必要場合は、市町村の求めに応じ、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市町村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和3年分の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、愛知県子育て世帯臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給済みの給付金を速やかに返還します。

(裏面も確認してください。)

#### 4. 受取方法

給付金は、原則、口座振込で行います。振込を希望される口座を下記に記載の上、届け出をお願いします。

なお、指定できる口座は、申請者名義の口座に限ります。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

→【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰め)				(フリガナ) 口座名義
金融機関番号		店番号							
ゆうちょ銀行				-					

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

#### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し